

質問第73号
平成二十八年十月十九日提出

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書

提出者 升田世喜男

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書

当ガイドラインには、作業員名簿を利用した確認・指導を行い「遅くとも平成二十九年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである」と記載されている。

法人に所属する作業員や個人事業所で五人以上の作業員の中にも健康保険の適用除外承認手続きにより健康保険欄に「国民健康保険」、年金保険欄に「厚生年金保険」と記載された作業員が建設現場において現場入場を拒否されるケースが発生している。建設現場にて一部の担当者の認識不足によるものと考えられる。

従つて、次の事項について質問する。

一 建設国保（国民健康保険組合が運営する国民健康保険）に加入しており協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受け厚生年金保険に加入している作業員（雇用保険は加入している）は現場入場制限を受けない対象者であるか。

二 個人事業所五人未満の作業員（雇用保険は加入している）は現場入場制限を受けない対象者か。

右質問する。

答
平成二十八年十月二十八日受領
弁 第七三号

内閣衆質一九二第七三号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示したものであり、お尋ねの作業員については、ガイドラインにおいて、現場入場を認めないと取扱いとすべきとはされていない。